

天理市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を推進し、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域生活支援拠点等」とは、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等（面的な体制であって、地域における複数の事業所が第4条で掲げる機能を分担することにより障害者等を支援するものに限る。）をいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、天理市とする。ただし、市長は、適切な事業運営が確保できると認められる事業者等に対し、事業の一部又は全部を委託することができる。

(地域生活支援拠点等の機能)

第4条 地域生活支援拠点等における機能は、以下に掲げるとおりとする。

- (1) 相談緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録したうえで、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応短期入所等を活用した緊急時の受入体制等を確保したうえで、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場の提供地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、

高齢化に伴い重度化した障害者などに対し、専門的な対応の体制確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第5条 前条に掲げる機能を担おうとする者は、天理市地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書(様式第1号)に、地域生活支援拠点等を担う事業所であることを規定した運営規程を添えて、市長に届け出るものとする。

2 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所が、地域生活支援拠点等に係る報酬の算定をするときは、その趣旨や担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう留意するものとする。

3 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所は、実施した事業の内容の記録を作成のうえ、5年間保存し、実施主体等から求めがあった場合は提出しなければならない。

4 天理市は地域生活支援拠点等の機能を担う事業所を天理市地域生活支援拠点等事業所名簿により整備することとする。

(個人情報の保護)

第6条 事業実施事業所の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

天理市地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書

年 月 日

天理市長 様

届出者（設置者）

所在地

事業者名

代表者名

天理市の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として以下のとおり届け出ます。

区 分	1 新規 2 変更 3 廃止
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の電話番号	
事業所番号	
事業の種類	
地域生活支援拠点等として担う機能	1 相談 2 緊急時の受入れ・対応 3 体験の機会・場の提供 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり

添付書類：運営規程